

# 令和7年7月 農業委員会総会

令和7年7月9日（水）  
分庁舎2階第2多目的室  
午後3時30分から午後5時00分まで

## 1. 出席者

### <農業委員>

1番	宮田	早苗	5番	石渡	潤一
2番	京増	孝一	6番	相京	文夫
3番	飯田	隆男	7番	木我	恭子
4番	藤崎	茂	8番	石橋	義弘

### <農地利用最適化推進委員>

竹尾	謙一	篠原	庄一
斎藤	孝壹	大塚	浩
小坂	和男		

## 2. 欠席者（農業委員）

なし

## 3. 農業委員会事務局 古川事務局長・鵜澤副主査（書記）・綿貫主査補

## 4. 議題 第1号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について（1件） 第2号議案 農地法3条許可申請について（1件）

## 5. 農業委員会親睦会 幹事の選出について

# 酒々井町農業委員会総会会議録

令和7年7月9日（水）

古川事務局長 ただいまから令和7年7月の農業委員会総会を開会させていただきます。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

飯田会長 本日もお疲れ様です。5月28日に渋谷で開催された全国農業委員会会長大会に出席しましたので報告させていただきます。大会では土地改良費等、現在各地の農業が抱える問題について意見が出され、早速検討しますとの回答がありました。久しぶりの総会となりますが、本日も慎重審議よろしくお願ひします。

古川事務局長 それでは議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長にお願いいたします。

飯田議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、1番 宮田早苗委員、2番 京増孝一委員を指名します。また、書記に事務局の鶴澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、議案2件、その他となりますのでよろしくお願いします。

飯田議長 次に、第1号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第1号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について説明させていただきます。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農地の賃借を行うため貸付者・借受者から町に提出された計画（案）について、

町から農業委員会に意見照会があつたため、その内容について委員の皆様に意見を求めるものです。資料の1ページをご覧下さい。利用権を設定する者は佐倉市在住者、利用権の設定を受ける者 兼 転貸を行う者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は佐倉市在住者です。設定場所は酒々井の農地1筆、地目は田、面積は2,039m<sup>2</sup>です。賃借料は1年あたり米60kg、設定期間は10年の新規です。位置につきましては、2ページの位置図をご覧下さい。以上で説明を終わらせて頂きます。

飯田議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については、小島委員が本日欠席のため、石渡委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願ひします。

石渡農業委員 借受者の○○さんは家族経営で40町歩から50町歩程度耕作している方です。大佐倉の方でも耕作しておりますので、隣接した本申請地の借受についても問題ないと思います。

飯田議長 石渡委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願ひします。

(質問・意見等なし)

飯田議長 特にないようですので、意見聴取に移りたいと思います。議案第1号について、原案のとおり意見なしと決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

古川事務局長 挙手全員です。

飯田議長 意見聴取の結果、意見なし全員のため、第1号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農業委員会として意見なしとして回答することに決定し、町長に対し回答し

ます。

飯田議長 続いて、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。譲受人は佐倉市在住者、譲渡人は本佐倉在住者です。申請地は、本佐倉の農地1筆で、地目は畠、面積は276m<sup>2</sup>です。作付作目は各種野菜の栽培です。権利の種類等は所有権です。位置については4ページの位置図、5ページの公図をご覧下さい。當農計画書については6ページをご覧下さい。申請理由については、當農規模の拡大のためとのことです。また、5ページの公図のとおり、現在譲受人の親族が所有している本佐倉○○○への進入路が無かったため、本申請地を取得することで進入路を確保する目的もあるとのことです。本申請は耕作面積50a未満での申請となります、現行法上、農地法3条許可申請において面積要件が廃止されており、現行の許可要件である

- ・農地全てを効率的に利用して耕作を行うこと
- ・耕作に必要な農作業に常時従事すること
- ・農地の集団化・農業上の効率的な利用等に支障を生じないこと
- ・農作業に年150日以上従事すること

といった要件を譲受人は満たしているため、許可することに問題ない案件であると思われます。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、小島委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

飯田議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については小島委員が本日欠席のため、石渡委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願ひします。

石渡農業委員 本申請地の奥の畠への進入路がないとのことで、そちらへの進入路を確保す

る目的もあるとのことです。妥当だと思います。

飯田議長 続きまして、申請人が町外在住者のため、本日総会に呼んでおりますので、入室させてください。

(申請人 入室)

飯田議長 申請人の○○さんでよろしいですか。

申請人 はい。

飯田議長 今、提出されました農地法3条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や営農計画等について説明をお願いします。

申請人 私の妻が所有している本佐倉○○○が袋地となっていて道路に接していない状態となっています。道路に面した○○○○さんの畠を購入し、そちらと併せて本佐倉○○○についても耕作することで耕作地の拡張をはかろうと考えています。

飯田議長 ありがとうございました。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

京堀農業委員 営農計画書で大蛇町から通作距離3kmで所要時間5分程度との記載があります。大蛇町は本申請地の隣接地だと思いますが、それ程かかりますか。

申請人 長めに想定して記載しました。

宮田農業委員 現在本佐倉○○○では何を耕作していますか。

申請人 進入路が無く○○さんのお宅からしか入れないことから十分に耕作が行え

ていないため、木を植えている状態です。本申請が許可となれば今後は本申請地と併せて耕作できると思います。

宮田農業委員 申請人の耕作地は他にありますか。

鶴澤副主査 この場所から離れた場所に耕作している畠が1ヵ所あります。

京増農業委員 マンション在住とのことですですが、農機具や作業場等の確保は大丈夫ですか。

鶴澤副主査 町内に親戚がおり、そちらから確保できるので問題ないと思います。

飯田議長 他にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請人 退室)

飯田議長 それでは、農地法3条許可申請について採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯田議長 採決の結果、挙手全員のため、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1につきましては、許可することに決定します。

飯田議長 次に、次第にはありませんが、農業委員会親睦会 幹事の選出について、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

飯田議長 事務局より案が提示されましたが、委員さんで何か質問等がございましたら

お願いします。

(質問・意見等なし)

飯田議長 特にないようなので、質疑を終了します。特に反対意見もないようですが、事務局案の通りとさせていただければと思います。

飯田議長 次に、その他について、事務局より何かありましたらお願いします。

(遊休農地利用意向調査について)

(視察研修について)

(その他)

飯田議長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

古川事務局長 5日の火曜日はいかがでしょうか。

飯田議長 ただ今、5日の火曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、5日の火曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただき、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

古川事務局長 それでは、これで7月の総会を閉会いたします。